

令和8年度現任保育士・保育教諭等研修事業業務 企画提案募集要項

1 事業概

(1) 委託業務名

令和8年度現任保育士・保育教諭等研修事業業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託予算額

上限 1,244,364円（消費税及び地方消費税を含む）

※免税事業者については、上限を1,194,020円とします。

(4) 実施方法

企画提案を募り、選考により1団体を決定し、委託事業として実施します。

(5) 企画提案の内容

「令和8年度現任保育士・保育教諭等研修事業業務 仕様書」のとおり

2 応募資格

研修を適切に実施できる者で、次のすべての項目に該当する法人その他の団体（個人での応募はできません。以下「団体」という。）で、次に掲げる条件のすべてを満たす者とします。

(1) 団体又はその代表者が、次の事項（欠格事項）に該当しないこと。

①法律行為を行う能力を有しない者（法人でない団体の代表者）

②破産者で復権を得ない者

③地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている団体

④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑤暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者又は団体

(2) 群馬県内に団体の本部又は事業所を有する団体であって、次の事項に該当すること。

①事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。

②事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。

③実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。

④過去に同種の事業を実施又は受託した実績を有すること。

3 応募方法

(1) 提出書類

以下の書類を計5部（正本1部、副本4部）提出してください。

書類はすべてA4サイズに統一してください。

- ①申込書（別添様式第1号）
- ②企画提案書（別添様式第2号）
- ③過去における主な研修実績（別添様式第3号）
- ④団体又は代表者が欠格条項に該当しない旨の申告書（別添様式第4号）
- ⑤誓約書（別添様式第5号）
- ⑥課税事業者届出書（別添様式第6号）又は免税事業者届出書（別添様式第7号）
- ⑦添付資料

- ・定款又は寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ・法人にあっては登記事項証明書、法人でない団体にあっては代表者の身分証明書の写し
- ・役員名簿
- ・直近2事業年度における貸借対照表、損益計算書及び事業報告書又はこれらに類する書類
- ・団体パンフレット等（既存のものがある場合のみで可とします）

(2) 提出方法

以下の提出先に持参又は郵送により提出してください。

Eメールやファクスによる提出は無効とします。

【提出先】

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号（群馬県庁12階南フロア）

群馬県生活子ども部子ども・子育て支援課保育係

(3) 受付期間

①持参の場合

令和8年4月8日（水）から令和8年4月24日（金）までの執務時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分）。

②郵送による場合

令和8年4月8日（水）から令和8年4月24日（金）午後5時15分まで（必着）。

(4) 著作権の帰属等

①提出された申請書類の著作権は申請者に帰属します。

②県は、選定結果の公表などに際し必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用することができることとします。

③提出された書類は、群馬県情報公開条例により非公開とする部分を除き、公開することがあります。

(5) その他

①提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、申請書類の修正・再提出や申請の撤回は一切できません。

②提案は、1団体につき1提案までとし、複数提案することはできません。

4 選考方法

(1) 選考審査会において、次の基準により、提案内容及び提出書類等から総合的に評価し、最も優れた企画提案を選考します。

ただし、得点が一位であっても、得点が一定基準に満たない場合、また、審査項目の中で、著しく評価の低い項目がある場合は、選考しない場合があります。

①企画提案（事業計画）内容が当該事業目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

（主なチェック項目：事業計画の妥当性・実現性、収支計画の実現可能性など）

②当該事業を受託しようとする団体が企画提案（事業計画）に沿った事業内容を安定して行う能力を有するものであること。

（主なチェック項目：事業の管理運営体制、財務状況の健全性、法令遵守など）

③その他、当該事業の目的を達成するために必要と認める基準を満たしていること。

（主なチェック項目：受講者・施設との対応体制、類似事業の実施状況など）

(2) 審査項目・審査内容及び配点は以下のとおりとします。

選考基準	審査項目	審査内容	配点
企画提案（事業計画）内容が当該事業目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。	研修事業への取組方針、企画提案の総合評価	研修目的が明確であり、目的に即した体系的・計画的な研修内容となっているか	20
		研修の企画立案から効果測定まで、一連のフォローアップ体制が確立されているか	
	事業計画の妥当性、及び実現性	研修スケジュールは、効率的・効果的な設定となっているか	30
		開催時期、会場等は、受講者の立場に配慮した内容となっているか	
		研修効果を見据えた実施手法を採用しているか	
		カリキュラム編成における創意、新規性	
		講師選定方法は妥当か	
	収支計画	所要経費の算定根拠が明確に示され、妥当な内容となっているか	20
		収支予算と事業計画との整合性はとれているか	
		費用対効果はどの程度か	

選考基準	審査項目	審査内容	配点
当該事業を受託しようとする団体が企画提案(事業計画)に沿った事業内容を安定して行う能力を有するものであること。	事業の管理運営体制	事業実施に必要な職員が確保され、円滑な事業実施体制が確立されているか	20
	財務状況	団体の財務状況は健全か	
		予算及び財源は妥当か	
法令遵守等	法令違反の有無		
その他、当該事業の目的を達成するために必要な事項を満たしていること。	受講者や施設等の要望事項への対応	受講者、施設等からの要望、連絡事項等への対応体制は妥当か	10
	類似事業の実施状況	類似事業の実績や経験はどうか	
	社会福祉事業の取組状況	保育及び社会福祉事業に関する知識や実績を有しているか	
	個人情報保護への取組等	個人情報保護の取組等、事業の適切な管理運営が行えるか	
総合得点			100

(3) 選考審査会は非公開とし、内容の照会等には一切対応できません。

5 スケジュール

(1) 質問の受付

応募に関する質問を次により受け付けます。

① 受付期間：令和8年4月20日(月)午後5時15分まで

② 受付方法：質問票(別添様式第8号)に必要事項を記入の上、Eメールにより提出してください。ファックス、電話、来訪などによる質問は一切受け付けませんので御了承ください。

Eメールアドレス kosodateka@pref.gunma.lg.jp

件名：【質問票】令和8年度現任保育士・保育教諭等研修プロポーザル

③ 回答方法：Eメールにより回答します。

(2) 応募

「3 応募方法」の欄を御覧下さい。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

審査に当たり、選考審査会において、応募団体のプレゼンテーション(20分)及びヒアリングを実施します。詳細は、応募団体あて別途通知します。但し、応募が1団体であった場合

は、書面による審査のみとし、プレゼンテーション及びヒアリングは実施しません。

①日時：令和8年5月上旬 ※詳細未定

②場所：群馬県庁内会議室

(4) 選考結果

①選考結果は、書面にて通知するとともに、群馬県ホームページで公表します。

②選考結果の問い合わせについては、一切対応できません。

6 契約

(1) 当該事業の受託者に選考された1団体と事業実施期間内における業務委託契約を締結することになります。

(2) 受託者は、受託者が行う業務の全部又は一部を県の承認なしに第三者に再委託することはできません。再委託しようとする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ることとします。

(3) 契約の際、地方自治法施行令第167条の16及び群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第198条の規定により、契約保証金（100分の10以上）を納付してもらいます。

7 その他

(1) 提出書類は、必要に応じて複写します。使用は、県庁内及び選考審査会での検討に限ります。

(2) 提出書類は、情報公開の請求により群馬県情報公開条例に基づいて開示することがあります。

(3) 提出書類の作成等、本企画提案に生じた経費は、すべて提案者の負担とします。

8 問い合わせ先

本募集要項に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

群馬県生活こども部こども・子育て支援課保育係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-226-2626

FAX 027-226-2100

E-mail kosodateka@pref.gunma.lg.jp